

新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害等にかかる 啓発・相談等の状況について

令和3年2月3日

滋賀県総合企画部人権施策推進課

1. 人権侵害防止啓発活動等について

(1) 人権啓発実施状況 (第1波) 対応について

① テレビスポット広告 (30秒)

・びわ湖放送、6月1日から15日、30回



② ラジオスポット広告 (60秒)

・FM滋賀、6月1日から14日、30回



③ 県広報誌「滋賀プラスワン」(9・10月号)



④ じんけん通信(5月号、6月号)

⑤ びわ湖放送「テレビ滋賀プラスワン」

(5月31日放送)

⑥ 保護者向け情報誌教育しが 7月号

シリーズ人権教育「道しるべ」掲載

⑦ 教育長からのメッセージ

(4月15日、9月9日ホームページ掲載)

⑧ YouTube動画広告

(テレビスポット広告を15秒に短縮、約34万回)

⑨ STOP!コロナ差別 知事メッセージ

(動画をYouTubeに掲載、約700回視聴)

(2) 啓発の課題

- ① 感染者の公表において人権侵害防止への配慮が必要
- ② 正しい認識の周知には継続的な取組が必要
- ③ 自分のこととして考えられるようなより一層の人権意識の向上が必要
- ④ 幅広い層までいきわたる啓発方法
- ⑤ 啓発の効果をより高めるために必要な工夫
- ⑥ 差別防止だけではなく医療従事者等への支援の輪を広げる情報の発信

(3) 第2波以降(R2.10以降)の啓発について

【啓発コンセプト】

- ① 感染者等の公表内容を十分精査し、人権侵害や風評被害につながらないように配慮する
- ② 正しい認識を周知し、理解を深めていただく
- ③ 自分事ととらえ、自らの気付きや行動に繋げていただく
- ④ 様々な媒体を活用し、幅広い層に行き届く啓発
- ⑤ 具体的な人権侵害の事例を踏まえた啓発
- ⑥ 「何々してはいけない」から「何々をしよう」という啓発

【啓発手段】

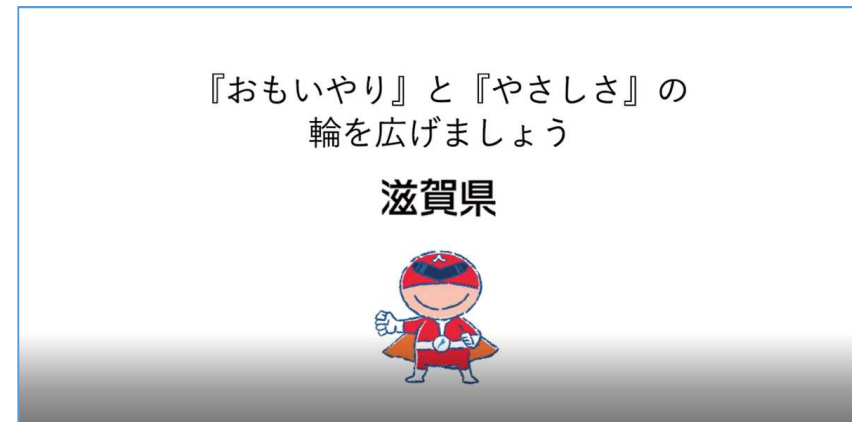
①新たな啓発動画等を制作し実施

- ・テレビスポット広告(30秒、アニメ、びわ湖放送)、12月1日から12月31日まで、44回
(30秒、知事出演、びわ湖放送)、11月26日から2月28日まで、49回
- ・ラジオスポット広告(60秒、FM滋賀)、10月21日から11月30日まで、56回
(15秒)、10月19日から3月31日まで、32回(FM滋賀)、214回(地域FM)
- ・YouTube動画広告(30秒)、12月17日から12月30日まで、20万回

※【啓発コンセプト】を反映し、

- ・自分事ととらえられるように、「明日はあなたが感染し、差別を受ける側になるかもしれません」とコメント
- ・「何々してはいけない」から「何々をしよう」という啓発として、「思いやり」と「やさしさ」の輪を広げましょう
- ・実際の誹謗・中傷例を活用

と訴える内容で実施

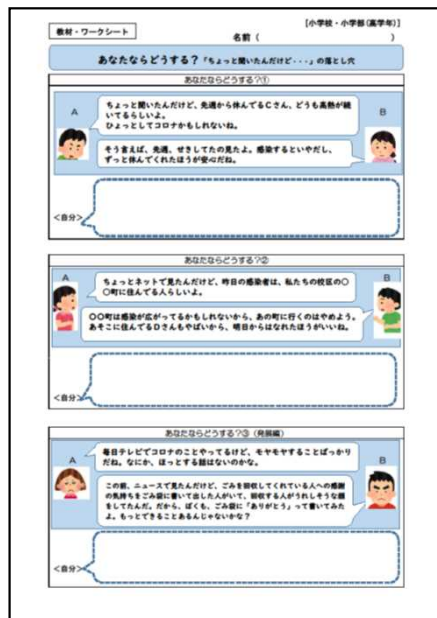


【啓発手段】

②制作した啓発動画等について、地域のケーブルテレビ局やFM局等は無償提供し、利活用を依頼
※ZTV滋賀放送局、あいコムこうか、東近江スマイルネット、えふえむ草津各局に直接訪問し
依頼、FMおおつ、エフエムひこね、FMひがしおうみ各局にも電話で依頼し、おおむね各局
で空き時間での活用を受諾された。

③児童・生徒向けの新しい学習指導資料の作成

※小学校（低・中・高）、中学校、高等学校、特別支援学校の児童・生徒に向けた学習指導
資料を作成し、電子データをホームページへ掲載した。冊子については、年内に県内の全
学校へ配布した。



積極的に想像力を働かせ、気づき・考え・学び合うことを通して、自らの生き方につなぐ内容で作成

【啓発手段】

④ショッピングセンター・JR西日本にも啓発の協力を依頼



(上記写真は本年度の同和問題啓発強調月間の際にご協力いただいた様子)

※12月の人権週間にあわせて同様に依頼

⑤2月発行予定の「じんけん通信」では、正しい情報・知識の周知や、実際にあった好事例等の紹介などにより、差別ではなくお互いの人権を尊重しようと呼びかける特集記事を制作し、メールマガジンや県HP、LINE新型コロナパーソナルサポート等も利用し、広く案内を行う。

- ・感染症に関する正しい認識(予防:三密を避ける・マスク・手洗い等、治療法の最新情報等、健康医療福祉部作成、厚生労働省HP等からも抜粋)
- ・クラスター発生施設へのあたたかい支援等の紹介等からお互いの人権を尊重することの大切さを訴える内容とする

(4) 県内市町との連携

上記の県制作啓発資材や今後制作する啓発資材を県内市町での活用を依頼

2. 人権侵害対応について

- 『新型コロナ人権相談ほっとライン』 (9月1日開設)
- 『人権侵害対応チーム』 (9月1日設置)

入口

出口

弁護士相談
も実施

県民

- ・患者およびその家族
- ・クラスター関係者
- 等

人権侵害
相談対応

新型コロナ人権相談ほっとライン

077-523-7700 (電話・FAX)

新型コロナウイルス感染症により人権侵害を受けた方専用の相談窓口です。
ひとりでかかえないでお電話ください(相談無料、通話料有料)。
受付日時: 月・火・水・金(祝日・年末年始等を除く) 10時~12時、13時~16時
相談機関: 公益財団法人滋賀県人権センター

各種
相談
対応

相談事例
集約

滋 賀 県

- 感染症対策班
- ・感染症対策室
 - ・保健所
 - ・こころのケアチーム
 - 等

人権侵害
対応

人権侵害対応チーム

(総合企画部人権施策推進課内に設置)

- ①人権侵害事案の集約
- ②人権侵害への対応支援

人権侵害等への救済例

滋賀県人権相談ネットワーク協議会との連携等	
大津地方法務局	・人権侵害の調査、救済措置 ・子どものいじめへの対応
滋賀労働局	・感染を理由とした解雇、職場での嫌がらせへの対応
県関係機関	・担当事務に関する対応
こころの電話相談	・心の悩みへの対応
各市町	・地域生活にかかる嫌がらせへの対応
...	

人権啓発

- ・人権侵害事例からTVスポットCM、YouTube動画広告、ラジオスポットCM等に展開
- ・県啓発素材の県内市町への提供等

※全ての感染者が退院される際に「新型コロナ人権相談ほっとライン」の案内チラシを配布しています。

3. 人権侵害相談状況等について（1月15日まで）

（1）相談受付状況（3月～1月15日まで）

①「新型コロナ人権相談ほっとライン」	②「人権侵害対応チーム」	③「人権相談室」 (公財)滋賀県人権センター	④人権施策推進課	合計
(9月1日～対応)		(8月31日までの対応)		
32件(延べ51件)	8件	10件	18件(延べ23件)	68件(延べ92件)
内 人権侵害事案件数 5件	内 人権侵害事案件数 1件	内 人権侵害事案件数 2件	内 人権侵害事案件数 8件	内 人権侵害事案件数 16件

（2）主な相談事例

- 感染者個人情報インターネット掲示板に書き込まれた
- 入院された方から、退院後地域から差別されないか心配している
- SNSにクラスター発生施設とデマ書き込みされた
- 感染者一家が転居を余儀なくされた
- 電柱や看板に「コロナ」と落書きされた
- 勤務する事業所で、職員の家族が感染したことを実名を出して他の職員に説明すると言われた

（3）主な対応例

- インターネット掲示板の削除要請方法を案内するとともに、相談内容に対応できる法務局も紹介
- 弁護士相談を実施後、法的措置に向け弁護士を紹介
- 警察への被害届提出を支援
- 相談者の意向により今後の啓発へ活用
- 事業所に実名を出す必要がないことを説明